

沿道建築物の耐震診断費補助を行っています

～通行障害既存耐震不適格建築物耐震診断費補助事業～

愛知県では、耐震診断が義務化された道路沿道建築物の所有者等の方への耐震診断費補助申請の受付を始めております。

§ 1 耐震診断義務化の対象となる建築物は？

- 耐震診断が義務付けされる建築物
通行障害既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第5条第3項第2号）
昭和56年5月31日以前に工事に着手された建築物で次に該当するもの。
 - ◆愛知県耐震改修促進計画に記載された道路に建築物の敷地が接するもの。
 - ◆建築物の高さが、6m以上のもの。（接する道路の幅員が12m以上の場合は道路の中心から建物までの距離を超えるもの。）

※詳細については別紙参考資料をご覧ください。

§ 2 対象となるとどうなる？

- 対象建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を令和11年3月31日までに建築物がある所管行政庁※に報告していただく必要があります。
 - 報告いただいた耐震診断結果は公表されます。
 - 耐震診断やその報告が実施されない場合等は、建物名称等の公表、診断を行う命令、罰金等が科されることがあります。
- ※「所管行政庁」とは 別紙参考資料をご覧ください。

§ 3 補助制度の内容は？

- 補助対象建築物
耐震診断が義務付けされた「通行障害既存耐震不適格建築物」
- 補助対象者
建物所有者又は耐震診断事業を行う事業者
- 補助額
延べ面積に応じ、次表により算出した額以内となります。

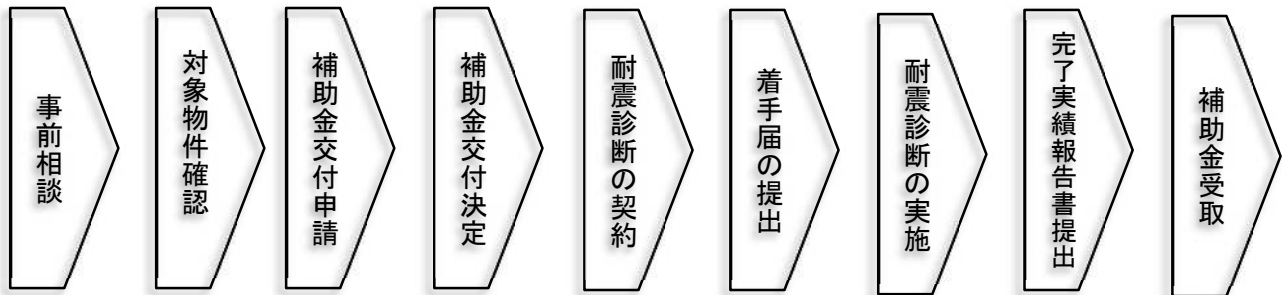
補助限度額の算定

面積の区分	延べ面積に乗じる 1 m ² 当たりの額
1,000 m ² 以内の部分	4,580 円/m ²
1,000 m ² 超～2,000 m ² 以内の部分	2,350 円/m ²
2,000 m ² 超の部分	1,570 円/m ²

- 設計図の復元が必要な場合など、別途補助額の加算ができる場合があります。

§ 4 補助制度の流れは？

- 手続きの概略フロー図



ご注意ください！

- 補助金の交付を受けようとする場合には、建築物の内容等について県と**事前相談**をお願いします。
- 補助金交付決定以前に耐震診断に着手（契約締結）している場合には、補助対象とならず、補助を受けられませんので十分ご注意ください。
- 耐震診断の実施者については資格要件（建築士・診断講習受講者等）がありますので耐震診断の契約に当たってはご注意ください。

問合せ先 愛知県建築局公共建築部住宅計画課 防災まちづくりグループ
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（本庁舎2階）
電話 052-954-6549（ダイヤルイン）
FAX 052-961-8145
E-mail jutakukeikaku@pref.aichi.lg.jp
※メール等でのお問い合わせの際は件名に【沿道建築物の補助】とお書き添えください。

参考資料

●所管行政庁

- ◆全ての建築物の診断結果の報告先

名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市

- ◆建築基準法第6条第1項第2号建築物のうち木造の建築物（地階を除く階数が3以上であるもの、延べ面積が300㎡を超えるもの及び高さが16mを超えるものを除く。）及び同項第3号建築物の診断結果の報告先

瀬戸市、半田市、豊川市、刈谷市、安城市、西尾市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市

- ◆上記の市以外の診断結果の報告先
愛知県

●通行障害既存耐震不適格建築物

【対象建築物】

以下の2つの要件を満たす建築物が耐震診断の義務化対象建築物となります。

- ①対象路線沿道に敷地が接している昭和56年5月31日以前に着工した建築物
- ②図-2のように倒壊時に道路の半分を閉塞するおそれのある建築物

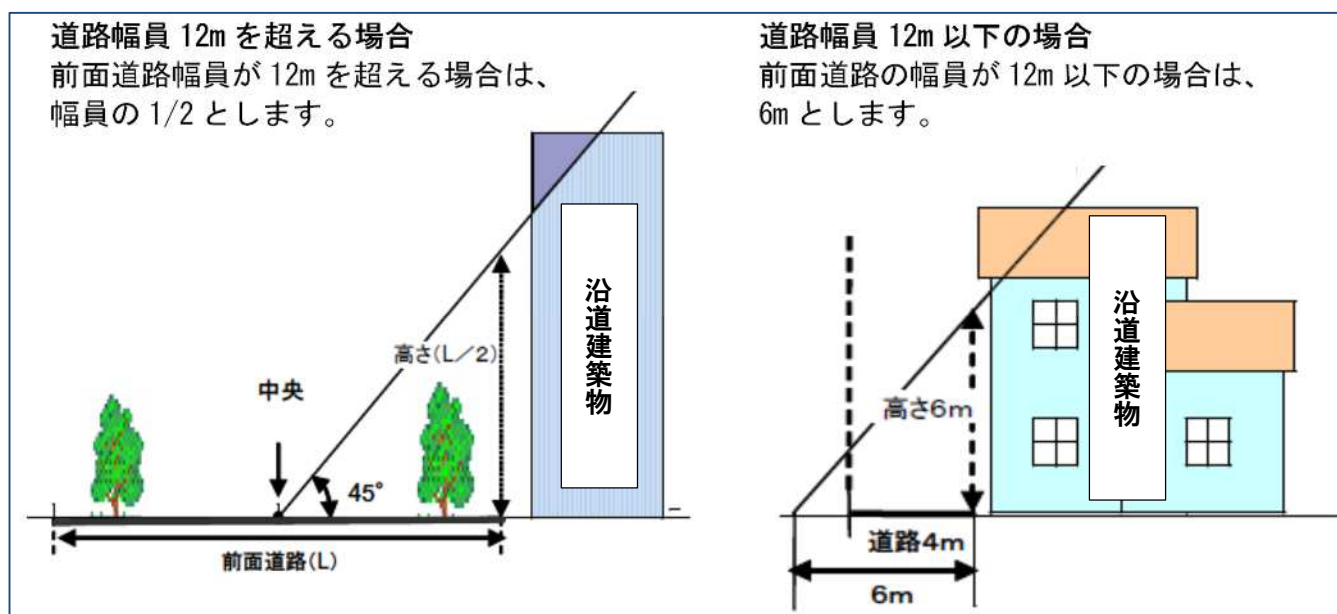


図-2 倒壊時に道路の半分を閉塞するおそれのある建築物